事務局だより（第74号）

令和４年７月25日発行

発行：一般社団法人金ケ崎町シルバー人材センター
〒029-4503　金ケ崎町西根辻岡２８番地
ＴＥＬ（44）3219　ＦＡＸ（34）2029

発行日現在会員数
男性　８２名
女性　３８名
計　１２０名

会員安全就業基準

今年度、作業時の事故が起きております。疲れが溜まってくる時期ですので、いま一度安全確認をしながら、作業をしましょう。

会員安全就業基準（抜粋）

（１）作業は、安全第一を心がけ、急いだり慌てたりしないこと。

（２）器具類は、作業を開始する前に必ず点検すること。

（３）服装・履物は、作業にあった働き易いものにすること。

（４）作業前には軽い柔軟体操をし、体をほぐすこと。

（５）加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。

（６）作業現場では、常に整理整頓を心がけること。

（７）共同作業では、合図、連絡、報告を正確に行うこと。

（８）仕事の行き帰りは、交通事故に十分気をつけること。

（９）健康には十分留意し、常に健康な状態で就業すること。

（10）仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

シルバー人材センターの在り方

先月の事務局だよりにも掲載しましたが、天候や就業できる会員の状況を考慮しながら、会員の皆さんに過度な負担がかからないように、受注をセーブしております。近年、地球温暖化や異常気象などによる天候上の問題や、定年延長により入会会員減少、既存会員の高齢化等による人的問題により、毎年伺っていた発注者でもお断りせざるを得ない状況になっています。

お客様との繋がりがあって、直接頼まれることもあるかと思いますが、その際は事務局に相談してください。状況を判断しながら、会員の意見を尊重した運営をしていきたいと思っております。

発注者の方から直接依頼を受けて、又は会員自ら声をかけて、シルバー人材センターを通さないで作業することは禁止しております。

信頼関係を損なうことになりますので、順守ください。

各種保険の案内

以前からお伝えしておりますが、シルバー人材センターと、会員の皆さんとの間には、雇用関係がありません。会員の皆さんは、個人事業主と同様の立場で、センターから依頼を受けた作業を完遂してもらうものです。就業中のケガは、労災扱いとはなりませんので、通院日額3,000円、入院日額5,000円が補償される保険に加入しております。また、作業中に物損事故を起こしてしまった際には、賠償保険にて保証されます。また、作業中に熱中症の症状により、通院された方には、5,000円のお見舞金が補償される制度もあります。詳しくは、事務局までお問い合わせください。

夏季休暇

今年度は、**8月11日(木)～8月16日(火)**が夏季休暇となります。事務局休務となりますので、よろしくお願いします。

７月分の就業報告書の提出期限は
８月５日(金)です。
早めの提出、お願い致します。７月分の配分金振り込み日は８月24日(水)です。